

## 岐阜県立多治見看護専門学校学則施行細則

### (目的)

第1条 この細則は、本校学則に基づき、適正な運営管理を行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (休業日)

第2条 学則第7条第1項一に定める休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

2 学則第7条第1項二に定める休業日は、次のとおりとする。

- 一 春季休業(3月21日から4月7日まで)
- 二 夏季休業(7月25日から8月31日まで)
- 三 冬季休業(12月24日から翌年1月7日まで)

### (授業時間)

第3条 学則第8条第1項に定める学科目時間数及び実習時間数のほか、必要な授業時間数は、毎年度校長が定める。

- 2 講義授業時間の1時間は、45分とし、2時間をもって1時限とする。
- 3 1週間あたりの授業時間数は、30時間程度とする。
- 4 臨地実習時間の1時間は60分とし、1週間あたりの時間数は30時間程度とする。

### (授業科目の評価)

第4条 授業科目の評価は、学則第9条第1項により行う。

- 2 各学年において履修する科目の評価は、シラバスに記載された方法による。

### (科目履修の条件)

第5条 履修条件のある科目については、次のとおりとする。

- 一 基礎看護学実習Ⅱの履修には、基礎看護学実習Ⅰ、地域・在宅看護論実習Ⅰの単位を修得していなければならない。
- 二 地域・在宅看護論実習Ⅱ、成人看護学実習、老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習の履修には、基礎看護学実習Ⅱの単位を修得していなければならない。
- 三 統合と実践実習の履修には、その前段階のすべての実習の単位を修得していなければならない。

### (補習)

第6条 各科目における出席時間数が3分の2に満たない者でやむを得ない理由があると校長が認めた場合は、当該科目の不足時間数を補った上で、評価を受けることができる。

- 2 補習を受けようとする者は、その理由を明記した補習講義(補習実習)願(第1号様式)を校長に提出しその承認を得なければならない。
- 3 補習は原則第1項による3分の2を満たす時間数を行う。ただし、内容等に不足がある場合は、3分の3を超えない範囲で行うことができる。
- 4 補習の内容・方法については、科目履修に関する会議で検討し、決定する。

(再試験)

第7条 科目試験（中間試験を含む）において不合格になった者は原則1回に限り再試験を受けることができる。

- 2 再試験を受けようとする者は、再（追）試験願（講義・実習）（第2号様式）を校長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 再試験の評点は、その点数が、60点を超える場合にあっても、それを60点とみなす。
- 4 やむを得ない理由により、再試験を受けられない場合は、その都度審議する。

(追試験)

第8条 次の表のやむを得ない理由により、必要書類を提出し、科目試験を欠席した者は、原則1回に限り追試験を受けることができる。

	やむを得ない理由	必要書類
1	就職・進学試験	試験日、場所を示した文書、受験票
2	公共交通機関の運休・遅延	運休又は遅延証明書（当該交通機関のもの）
3	病気もしくは負傷	医療機関発行の診断書 等
4	交通事故	事故証明
5	親族（2親等以内）の急病・危篤	事情を説明する文書（身元保証人による事情説明書）
6	親族（2親等以内）の死亡	会葬礼状等葬儀日程がわかる印刷物
7	災害（火災・水害・台風・地震等）	職員会議でその都度判断
8	その他、正当な理由として学校長が認めたもの	受験できなかった理由を証明する文書等 婚約者等法的な親族に該当しない人に関係する事故、危篤などの場合「その他」で本人に説明責任を果たさせる。

- 2 追試験を受けようとする者は、その理由を明記した、再（追）試験願（講義・実習）（第2号様式）を校長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 追試験の評点は、その科目を100点満点として、その点数から2割を減じた点数とし、60点以上を合格とする。
- 4 やむを得ない理由により、追試験を受けられない場合は、その都度審議する。

(再実習)

第9条 臨地実習（以下「実習」という。）の評価において不合格になった者は、原則1回に限り再実習を受けることができる。ただし、当該年度に1科目までとし、長期休業期間等に実習施設の受け入れが可能な場合において実施する。受け入れが困難な場合は、次年度再履修とする。

- 2 再実習を受けようとする学生は、再（追）試験願（講義・実習）（第2号様式）を校長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 再実習の評点は、その点数が、60点を超える場合にあっても、それを60点とみなす。

(追実習)

第10条 実習が受けられなかった者で、やむを得ない理由があると校長が認めた場合は、原則1回に限り追試験を受けることができる。ただし、当該年度に1科目までとし、長期休業期間等に実習施設の受け入れが可能な場合において実施する。受け入れが困難な場合は、次年度再履修とする。

- 2 追実習を受けようとする者は、再(追)試験願(講義・実習)(第2号様式)を校長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 追実習の評点は、得点の10割とする。

(欠席)

第11条 欠席するときは、事前に連絡し、事後速やかに欠席届(第3号様式)を校長に提出しなければならない。その理由が1週間以上の傷病又は学則第24条に該当する場合は、医師の診断書等を添付するものとする。

(欠席日数に算入しない欠席)

第12条 学則第24条による出席停止、就職試験、進学試験、公共交通機関の運休等による欠席について、欠席日数に算入しない休暇として認めることができる。

- 2 欠席日数に算入しない休暇をとる者は、校長に欠席届(第3号様式)を提出し承認を得なければならない。
- 3 欠席日数に算入しない休暇中は、原則出席扱いとはしない。
- 4 学則第24条に該当する主な感染症と出席停止期間の基準を別表に示す。ただし、出席停止期間は、医師の診断によるものとする。

(入学前の修得単位の認定)

第13条 学則第11条の取り扱いは以下のとおりとする。

- 一 申請期間は、入学後2週間以内とする。
- 二 単位の認定は、学則第8条に定める教育課程とする。
- 三 提出書類は、既修得単位認定申請書(第4号様式)、成績証明書又は単位修得証明書、学習内容及び授業内容を説明できる資料(シラバス等)とする。
- 四 単位を認定した場合は、既修得単位認定通知書(第5号様式)を交付する。

(受験手続)

第14条 学則第13条において別に定める書類は、次のとおりとする。

- 一 学則第12条に規定する資格の証明書。ただし、受験願書の提出期限までに当該書類を添付できない者は、その見込みを証明するもの
  - 二 写真(6か月以内に撮影したもの)
  - 三 調査書又はこれに相当する書類
  - 四 志願理由書(本校所定の様式)
  - 五 受験票(本校所定の様式)
  - 六 特別入学試験の場合にあっては、高等学校長の推薦書(本校所定の様式)
- 2 前項第一号の受験資格を証明する書類がただし書きに該当する者は、入学時までに学則第12条に該当することを証明する書類を校長に提出しなければならない。

(入学手続)

第15条 学則第16条の別に定める書類は、誓約書及び戸籍抄本とする。ただし、校長が必要ないと認めるときは、その一部を省略することができる。

(転入学)

第16条 他の学校で、1年以上履修した者で本校に転入学を志望する者があるときは、相当の学年に欠員が生じた場合に限り、校長は審査の上転入学を許可することができる。

2 転入学を志望する者は、身元保証人2名が連署し、理由を詳記した転入学願を校長に提出しその許可を受けなければならない。

3 前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び履修した時間数の取り扱い等については、校長が決定する。

(転学)

第17条 学生は、転学しようとする時は、身元保証人2名が連署し、理由を詳記した転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(健康管理)

第18条 学則第29条第2項の健康診断における検査又は検診の項目は、次のとおりとする。ただし、校長が必要ないと認めるときは、その一部を省略することができる。

- 一 身長、体重
- 二 視力、聴力、血圧測定
- 三 胸部レントゲン撮影
- 四 検尿、血液検査
- 五 内科検診

2 校長は、健康診断の結果に基づき必要があると認めた時は、該当する学生に必要な医療を受けるように指示し、その結果により適切な措置をとらなければならない。

(職員の所掌事務)

第19条 職員の所掌事務は、多治見看護専門学校事務分掌表による。

(会議及び委員会)

第20条 学則第28条第2項の規定に基づき、同条第1項の委員会及び会議の組織及び運営については、次のとおりとする。

2 運営会議は、校長、総務課長及び教務主任をもって組織し、次の事項を審議する。

- 一 学校の運営に関する諸規定の制定及び改廃に関すること。
- 二 学校の教育方針に関すること。
- 三 学生の身分に関すること。
- 四 その他、学校運営に関する基本的事項に関すること。

3 職員会議は、本校に勤務する職員をもって組織し、次の事項を審議する。

- 一 運営会議に提案する事項に関すること。
- 二 教育計画に関すること。
- 三 その他、学校運営に関して必要な事項に関すること。
- 四 全体に周知、検討すること。

- 4 学校評価を行う、自己評価委員会及び学校関係者評価委員会は、校長、総務課長、教務主任、その他、本校に勤務する職員及び学校関係者から、校長が指名する者をもって組織し、次の事項を審議する。
  - 一 学校評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法に関すること。
  - 二 学校評価の評価基準項目に関すること。
  - 三 学校評価報告書の作成に関すること。
  - 四 学校評価結果に基づく改善策の提案に関すること。
  - 五 学校評価結果の公表に関すること。
- 5 入学試験選考委員会は、校長、総務課長及び教務主任をもって組織し、次の事項を審議する。
  - 一 入学試験の計画・実施に関すること。
  - 二 合否に関すること。
  - 三 入学者・補欠合格者に関すること。
  - 四 情報公開に関すること。
  - 五 転入学の審査に関すること。
  - 六 入学資格の審査に関すること。
- 6 卒業認定会議及び単位認定会議は、校長、教務主任、その他本校に勤務する教員のうち校長が指名する者をもって組織し、次の事項を審議する。
  - 一 卒業認定に関すること。
  - 二 履修単位及び修得認定に関すること。
  - 三 既修得単位認定に関すること。
- 7 倫理委員会は、総務課長及び教務主任、その他本校に勤務する職員のうち校長が指名する者をもって組織し、次の事項を審議する。
  - 一 本校の関係規定の遵守に関すること。
  - 二 個人情報の保護に関すること。
  - 三 職場及び学習環境整備に関すること。
  - 四 ハラスメントの防止及び対応に関すること。
  - 五 自殺予防の対策及び対応に関すること。
- 8 教務会議は、校長、教務主任、専任教員、実習指導教員、非常勤講師をもって組織し、次の事項を審議する。
  - 一 教育課程に関すること。
  - 二 学生指導に関すること。
  - 三 学習環境に関すること。
  - 四 委員会に関すること。
  - 五 その他教育内容に関すること。

附 則

この施行細則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成29年2月3日から施行する。

附 則

この施行細則は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、令和6年4月1日から施行する。